

発南第12907号  
令和6年2月19日

南部町特別職報酬等審議会会長 様

南部町長 陶 山 清 孝

南部町特別職報酬等について（諮問）

南部町特別職報酬等審議会条例（平成16年南部町条例第43号）第2条の規定により、次の事項について審議会意見を求めます。

1. 諮問事項

- ・南部町特別職の報酬等改定について

2. 諮問理由

南部町特別職報酬等については、平成27年より8年間改定を行っておらず今日に至っています。この間、地方自治体の公務員一般職にあつては給料表の見直し、勤務評定の導入及び各年の人事院勧告に沿って減額・増額の給与改定がなされ、適切な給与が確立されているところであります。

このことから鳥取県西部町村会においては、鳥取県西部地区の特別職報酬等審議会に対し特別職の報酬等について諮問し、答申を得ているところです。

南部町におきましても本答申に沿った報酬等の改定を行いたく、下記についてご審議を賜りますよう諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 町長の給料
- 2 副町長の給料
- 3 教育長の給料
- 4 西伯病院事業管理者の給料
- 5 町村議会議員の報酬

## 特別職報酬等審議会諮問事項

3月議会に上程予定の「南部町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正」について、議会上程に先立ち、特別職報酬等審議会に諮問を行い、意見について答申をいただくもの。

### 審議内容

以下の特別職報酬等について次のとおり議案上程予定。

#### 【改正案】

職名	改定案 (報酬月額)	現行 (報酬月額)	引上額 (報酬月額)	備考
町長	814,000円	810,000円	4,000円	鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申による
副町長	651,000円	648,000円	3,000円	町長の月額報酬×80% (1,000円未満四捨五入)
議長	323,000円	316,000円	7,000円	鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申による
副議長	249,000円	235,000円	14,000円	鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申による
議会運営委員長	240,000円	226,000円	14,000円	鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申による
常任委員長	240,000円	226,000円	14,000円	鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申による
議員	235,000円	221,000円	14,000円	鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申による
教育長	611,000円	607,500円	3,500円	町長の月額報酬×75% (1,000円未満四捨五入)
病院事業管理者	611,000円	607,500円	3,500円	町長の月額報酬×75% (1,000円未満四捨五入)